

木曽川中流域フラッグシップイベント開催・プロモーション業務委託 仕 様 書

1 事業の背景・目的

木曽川中流域※（以下、「中流域」という。）の自然や歴史、文化、生活を観光資源として活用し、「にぎわい創出」による国内外からの観光誘客及び観光消費額の拡大を図るべく、官民連携により「木曽川中流域観光振興協議会」を組織し、令和4年3月に「木曽川中流域観光振興ビジョン」を策定した。

同ビジョンで掲げる統一コンセプト「日本ライン・KISOGAWA リトリート・パークづくり」を推進するため、中流域を象徴するイベントの開催により「にぎわいを創出」し、イベント期間中だけでなく持続的な中流域への誘客促進及び観光消費額の拡大に繋がる事業を実施する。

※岐阜県美濃加茂市、各務原市、可児市、坂祝町及び愛知県犬山市

2 業務委託期間

契約締結の日から令和7年12月26日（金）

3 業務内容

木曽川をメイン会場と捉え、中流域の自然、食、文化などをエリア一帯で体感できる、木曽川中流域観光振興協議会によるフラッグシップイベント「（仮称）日本ライン・KISOGAWA River to Summit 2025」（以下、「River to Summit」という。）を開催すること。

また、同イベントの開催と併せて、中流域内の県営都市公園や観光施設等と連携し、中流域の認知度を向上させると共に、周遊性を高め、消費購買行動につながるよう、中流域一帯のプロモーションを実施すること。

これらの業務実施にあたっては、県及び中流域5市町の自治体・観光協会等と協議・調整の上、実施すること。

（1）イベントの開催

① イベント名：（仮称）日本ライン・KISOGAWA River to Summit 2025

※イベント名は、今後、協議会での協議により変更する場合あり

② 実施期間：令和7年10月25日（土）・26日（日）を想定

③ 実施会場：木曽川中流域一帯

- ・リバーポートパーク美濃加茂（美濃加茂市）
 - ・日特スパークテックWKSパーク（可児市）
 - ・日本ラインロマンチック街道行幸公園（坂祝町）
 - ・犬山城リバーサイド会場（犬山市木曽川遊歩道・各務原市木曽川河畔遊歩道）
- ※リバーポートパーク美濃加茂に係る使用料（2万円程度）を見込むこと

④ 実施内容

「『日本ライン』と称される木曽川中流域一帯を舞台に、川から山、まちへとつなぎ、流域の自然、食、歴史文化を体感するイベント」をコンセプトに、次の業務を実施すること。

ア 共通事項

- ・各会場でマルシェ・イベントを開催すること。実施にあたっては、中流域の事業者

が幅広く参画できるような仕組みとすること。

- ・マルシェ・イベントは、「木曽川中流域観光振興ビジョン」を参考に、木曽川中流域の特性を活かした内容とすること。
- ・また、本イベント期間中だけでなく、持続的な中流域への来訪や消費拡大にも繋がるよう、中流域自体の魅力が来場者に伝わるマルシェ・イベントとすること。
- ・「River to Summit」会場全体の来場者数において、2日間（10/25, 26）合わせて2万人以上の集客を目指すこと。
- ・マルシェで販売する商品は、イベントのイメージに沿ったものとし、中流域のものを中心に取り揃えること。キッチンカーを出店させる場合も中流域の事業者を優先的に採用すること。
- ・マルシェの出店は、テントや備品などを出店者に持参いただく、区画貸しによる実施も可能とする。ただし、会場のごみ処理や必要な電源確保、来場者が食事・休憩を行うテーブル/椅子の設置などは受託者で行うこと。
- ・出店場所については、各会場の管理者と調整し、必要な許可を取ること。
- ・イベント期間中に中流域の自治体等が実施する木曽川での川遊び体験（川下り、遊覧船、ラフティング、リバージェットなど）を効果的な演出で盛り上げるとともに、集客を図ること。
- ・流域を一周する自転車イベントが10/25（土）に併催される予定のため、県と協議のうえ、必要な連携を図ること。
- ・適宜、中之島公園利活用共同体（リバーポートパーク美濃加茂指定管理者）、（株）日特スパークテック、木曽川観光(株)等、地元事業者と連携を図ること。

○実施内容の概要（波下線部が本事業により実施するもの）

会場	10月25日（土）	10月26日（日）
リバーポートパーク美濃加茂	・<u>マルシェ</u> ・<u>集客企画（オープニング演出含む）</u>	・<u>マルシェ</u> ・<u>集客企画</u>
	・音楽フェス（10/25・26の前後1か月以内の開催を想定） 【地元実行委員会が実施】	
日特スパークテックWKSパーク	—	・可児市イベント（予定） 【可児市が実施】
日本ラインロマンチック街道行幸公園	・<u>イベント</u>	・<u>イベント</u>
犬山城リバーサイド会場（各務原市側）	—	・<u>マルシェ</u> ・<u>集客企画（遊覧船の活用）</u>
犬山城リバーサイド会場（犬山市側）	—	・<u>マルシェ（朝市と連携）</u>
流域一帯	自転車イベント（予定） 【別事業で実施】	—

※上記の他、今後、流域の市町や地元団体等により実施される連携イベントが追加される可能性あり

イ 各会場

(a) リバーポートパーク美濃加茂（美濃加茂市御門町 2-6-6）

【マルシェ】

- ・10/25, 26の2日間、マルシェを実施すること。出店者数は10店舗以上とし、半数以上をグルメ（野菜・果物等の販売も含む）とすること。

- ・アウトドアやスポーツメーカー、キャンピングカー事業者等とタイアップするなど、催し（展示・販売、体験コーナー等）を実施すること。
- ・木曽川中流域観光振興協議会構成自治体をPRするスペース（テント一張り、机）を設けること。

【集客企画】

- ・10/25, 26 の2日間、マルシェと併せて、木曽川中流域や会場の特性を生かした、集客企画を実施すること。特に初日（10/25）は、著名な人物の招聘など、話題性や注目度の高い企画にすること。
 - ・集客の確実性を高めるため、子どもを含めたファミリー層に着目した内容とすること。
 - ・イベント初日（10/25）の開始時間には、イベント開始を盛り上げるオープニングの演出を施すこと。
- (b) 日特スパークテックWKSパーク（可児市土田 2691-1）
- ・当会場では、10/26（日）、可児市によりイベントが実施される予定のため、本事業では、当該イベントを含めて「River to Summit」として広報や写真・映像記録を行うこと。
 - ・また、県と協議のうえ、当該可児市イベントと必要な連携を図ること。
- (c) 日本ラインロマンチック街道行幸公園（加茂郡坂祝町取組）
- ・日本ラインロマンチック街道の景観や地形を生かした賑わい創出イベントを、10/25, 26 の2日間、実施すること。
- (d) 犬山城リバーサイド会場・各務原市側（各務原市鵜沼南町 木曽川右岸鵜沼波止場）
- ・犬山市側のマルシェと連携し、各務原市側でも賑わいを創出するようなマルシェを開催すること。また、対岸の犬山城が望める会場の利点を活かした、会場のづくりをすること。
 - ・マルシェと併せて、犬山側の観光客等を誘導できるよう、木曽川遊覧船を活用した集客企画を実施すること。その際、木曽川遊覧船の貸切料 65,000 円を想定しておくこと。
- (e) 犬山城リバーサイド会場・犬山市側（愛知県犬山市西大門先 木曽川左岸）
- ・毎週日曜日 6:30～8:30 に行われている犬山朝市と連携したマルシェを開催すること。
 - ・対岸の各務原市側と連携した内容とすること。

（２）イベント広報・中流域プロモーション

「River to Summit」（連携開催する音楽フェスや、併催する自転車イベントを含む）の集客や認知度向上を目的とした広報を行いつつ、併せて、中流域内の県営都市公園や観光施設等と連携し、中流域の周遊性を高め、消費購買行動につながるよう、中流域一帯のプロモーションを行うこと。

- ・チラシ及びリーフレットを制作し、県及び県が別途指定する場所へ納品すること。

	チラシ	リーフレット
内 容	開催自体のPRと参加者募集をメインとし、その他の情報は概要を掲載	イベント全体の内容、タイムスケジュール、各会場のマップ、アクセス等の詳細情報を掲載
仕 様	A4両面、カラー	A3二つ折り、両面、カラー
数 量	10,000枚程度	5,000部程度
納 期	イベント開催2ヶ月前を目途	イベント開催1か月前を目途
納品先	150箇所程度	150箇所程度

- ・受託後、県と協議の上、速やかに専用サイトを開設し、イベント開催までのプロセスや中流域の魅力紹介も含めた情報発信を行うこと。サイトの設置場所は、別途県と協議すること。
- ・専用サイトのドメインについては、ウェブサイト閉鎖後、少なくとも1年間はドメインを所有すること
- ・SNSや中流域5市町の広報ツール等によるイベント告知を行うこと。
- ・本事業のほか、中流域の自治体等が実施する関連イベントも併せて広報すること。
- ・インフルエンサーやオンラインメディアの活用など効果的な情報発信手法により、より多くの集客を図ること。
- ・イベントの広報は、各会場の周遊が高められる工夫を施すこと。

(3) 全体管理

- ・イベント運営全般を行う事務局を設置し、専用電話による問い合わせ対応や、事前予約が必要な集客企画等を実施する場合はその参加予約受付（Web サイト、メール）を行うこと。
※連携開催予定の音楽フェスや併催予定の自転車イベントに関する問い合わせは、それぞれの担当窓口を案内すること。
- ・専用スタッフを手配し、前日の準備、当日の運営、終了後の撤収作業を行うこと。
- ・各イベントの運営体制、タイムスケジュール、危機管理対応等を示す運営マニュアルを作成すること。
- ・イベント会場には、立て看板を設置すること。
- ・有料イベントにおいては、受付を設置し、料金の徴収を行うこと。受付に必要な備品（テント、机、イス、看板等）は受託者で用意すること。
- ・当日は、パトロール車により各会場の安全確認（救護）を行うこと。
- ・参加者及び事業者（出店者）へのアンケートを実施し、結果をとりまとめること。アンケートの内容は県と協議の上、決定すること。
- ・記録用に各会場の様子（準備の様子を含む）を写真及び動画で撮影すること。撮影した写真及び動画（5分程度に編集したものは、CD-R等の記録媒体に保存し、県へ納品すること。
※同日（10/25, 26）に開催される市町主催関連イベントの様子も撮影すること。
- ・荒天（河川水位の上昇）等により開催が危ぶまれる場合は、県と協議の上、開催の可否を決定し、速やかに参加者へアナウンスすること。本事業による有料体験プログラムがある場合、イベント中止により払い戻しが発生した際には、適切に対応すること。

4 業務実施計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、県に提出すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに県の承認を受けること
- (2) 本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること
- (3) 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと

5 業務実施状況の報告

受託者は、業務実施の状況を随時、県へ報告すること

6 業務完了後の提出書類

受託者は、業務完了後速やかに以下の内容を含む実績報告書を提出すること。あわせて、電子データも提供すること

(1) 各事業の実施結果

(2) 事業全体を通しての所感、中流域の観光振興を図るための提案 等

7 支払条件等

(1) 原則として、委託業務完了後に本業務に係る経費を支払うものとする。

(2) 本業務の遂行上、必要がある場合には、受託者は概算払を請求することができる。

(3) 受託者は、概算払を請求したときは、委託業務完了後、遅滞なく県に対して精算報告書を提出しなければならない。

(4) 上記(3)による精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回る場合には、精算額により支払金額を確定するものとする。

(5) イベント実施による収入(収益)が生じた場合は、返還又は委託費の減額の対象とする。ただし、県が認めた場合には事業費に充当することができる。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、及び岐阜県個人情報取扱事務基準(平成11年3月5日付 総第398号)に基づく別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取扱いに十分留意すること。

(3) 情報セキュリティ

本委託業務の遂行にあたっては、「岐阜県セキュリティポリシー」(岐阜県情報セキュリティ基本方針及び対策基準)及び別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、また

は事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

9 著作権の譲渡等

別添「著作権等取扱特記事項」のとおりとする。

10 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当介入に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

11 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第3 受託者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、発注者に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 受託者は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受託者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 受託者は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（教育の実施）

第4 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

（収集の制限）

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

（目的外利用・提供の制限）

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第7 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 受託者は、発注者からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出しなければならない。

3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場

所」という。)を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

- 4 受託者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。
- 7 受託者は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、発注者が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受託者は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受託者は、この契約による事務を 処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受託者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第8 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 受託者は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を発注者に提出しなければならない。
 - 5 受託者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

- 第9 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された保有個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第11 受託者は、この契約による事務については、再委託(第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

2 受託者は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受託者は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 受託者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第12 受託者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密

保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。

- 2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）

第13 発注者は、受託者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受託者に報告を求めること及び受託者の作業場所を立入調査することができるものとし、受託者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）

第14 受託者は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により発注者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 受託者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（契約の解除）

第15 発注者は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第16 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

別記 2

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項（以下「セキュリティ特記事項」という。）として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体（USB メモリ等を含む。）
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これを印刷した文書を含む。）
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 受託者は、発注者に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者（以下「セキュリティ責任者」という。）を書面で明らかにしなければならない。

- 2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者（派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。）を書面で明らかにしなければならない。

- 2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、発注者からの要求があれば書面で発注者に報告しなければならない。
- 3 本業務の履行のため、本業務の従事者が発注者の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育（セキュリティ特記事項の遵守を含む。）など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報（以下「取得情報」という。）を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産（所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。）を、発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限

等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。

- (2) 本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複写し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を発注者へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、発注者への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

- 2 受託者は、発注者に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。
- 3 受託者は、発注者の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項（第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。）の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先（再々委託している場合は再々委託先も含む。）における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。
- 4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不適当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故（以下「事故等」という。）が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

い。

- 2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

- 2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく発注者に連絡し、発注者からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(実施報告書)

第17条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

別添

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(利用の許諾)

- 第2 受託者は発注者に対し、印刷製本物が著作物に該当する場合には、発注者（発注者が指定するものを含む。以下に同じ）が次に掲げる方法で、印刷製本物を利用することを許諾する。
- 一 観光PRのため、パンフレット及びノベルティ等の印刷物を複製し、県民等に対して無償で配布すること。
 - 二 観光PRのため、ポスターその他掲示物を複製し、イベント等で展示すること。
 - 三 観光PR用のWEBページに掲載し、無料配信すること。
 - 四 その他岐阜県の観光促進に資するものに掲載し、複製のうえ無料で配布等を行うこと
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作物のうち、次のいずれかの者が著作権を有する場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により前項に規定する利用の許諾を得るものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 3 発注者は、第1項に掲げる方法以外の利用を行う場合には、事前に受託者（前項に該当する場合にあっては、前項各号に掲げる者を含む。）に許諾を得るものとする。
- 4 第1項及び第2項の利用許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、印刷製本物が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることができない。

(保証)

- 第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（Adobe Illustrator 形式等の編集可能な形式でDVD-R等に保存したもの）を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

情報セキュリティ体制報告書

に基づき、次のとおり、情報セキュリティ体制を確保していることを確認しましたので報告します。

情報セキュリティ責任者名	〇〇 〇〇	
対策項目		確認欄
1. メール誤送信防止システムの導入の有無について		
メール送信時に宛先を秘匿する（Bcc 強制変換機能）等といったメール誤送信を防止するためのシステムを導入している。 【導入しているシステムの概要を記載（又は概要資料を添付）】		☐
メール誤送信を防止するためのシステムを導入していない場合は、複数人に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、メールアドレスをB C C欄に設定し、複数人で確認のうえ送信している。		☐
2. 情報セキュリティマネジメントシステムについて		
ISMS(Information Security Management System)適合性評価制度による認証を取得している。 【ISMS 認証を取得していることが分かる資料を添付】		☐
※ISMS 認証を取得している場合は以下3及び4の確認は不要		
3. システム的対策		
(1) リスク低減のための措置		
① パスワードが単純でないかの確認、アクセス権限の確認・多要素認証の利用・不要なアカウントの削除等により、本人認証を強化している。		☐
② IoT 機器を含む情報資産の保有状況を把握している。		☐
③ セキュリティパッチ（最新のファームウェアや更新プログラム等）を迅速に適用している。		☐
(2) インシデントの早期検知のための取り組み		
※委託業務内容にシステム構築等の業務が含まれない場合は回答しなくともよい		
① サーバ等における各種ログを確認している。		☐
② 通信の監視・分析やアクセスコントロールを点検している。		☐

(3) インシデント発生時の適切な対処・回復		
	データ消失等に備えて、データのバックアップの実施及び復旧手順を確認している。 【バックアップ内容や復旧手順等について概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
4. 人的対策		
(1) 組織における対策		
	① セキュリティ事故発生時に備えて、対外応答や社内連絡体制等を準備し、事故を認知した際の対処手順を確認している。 【事故発生時の報告体制及び対処手順等の概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
	②定期的に情報セキュリティに関する研修を行っている。 【研修計画について概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
	③不審なメールを受信した際には、情報セキュリティ担当者等に迅速に連絡・相談する体制としている。 【連絡・相談体制について概要を記載（又は概要資料を添付）】	☐
(2) 各個人における対策		
	文書・メールの送受信時に注意すべき事項について、パソコン・作業場の近くに貼付する又は定期的に周知する等により注意喚起している。 【実際の注意喚起内容の概要を記載（又は通知、掲示資料等を添付）】	☐

※未実施の項目がある場合は、その代替手段及び今後の対応方針について報告すること

※本報告書は委託事業者の情報セキュリティ対策状況を確認するものであり、本報告書の対策項目について未実施のものがあることだけを以て契約違反となるものではない。

令和 年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

情報セキュリティ対策実施報告書

_____に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、遺漏なく実施しましたので報告します。

☐情報セキュリティに関する研修実施内容の概要を記載（又は概要資料を添付）